

西宮市市民憩の家「広田山荘」の指定管理者の指定について

西宮市では、西宮市市民憩の家「広田山荘」について、次のとおり指定管理者を指定しました。

1. 対象施設

西宮市市民憩の家「広田山荘」
(西宮市大社町7番17号)

2. 指定管理者として指定した団体

団体名 公益社団法人西宮市シルバー人材センター
代表者 理事長 金井 良碩
所在地 西宮市青木町2番5号

3. 指定管理者に行わせる業務

- (1) 西宮市市民憩の家条例（以下「市民憩の家条例」）第5条の規定に基づく施設の使用の許可、不許可及び許可の取消しに関する業務
- (2) 市民憩の家条例第7条の規定に基づく使用料の徴収、減免及び返還に関する業務
- (3) 市民憩の家条例第8条第1項に基づく工作物等の設置の承認に関する業務
- (4) 広田山荘並びに附帯設備及び備品等の維持管理に関する業務
- (5) 広田山荘の利用促進を図る業務
- (6) その他モニタリングに係る利用者アンケート等に関する業務等広田山荘の設置目的を達成するため市長が必要と認める業務

4. 指定期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで